(ｲ)　薬剤師国家試験受験申請と受験資格認定申請を併せて行う場合　認定申請は、局長通知別添様式に定める認定申請書により行うこととし、認定申請書に添付すべき書類は、以下のとおりとする。

①　平成18年度から平成29年度までの間に学校教育法に基づく大学に入学し、４年制薬学課程を修めて卒業したことを証する書類

②　大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了したことを証する書類

③　学校教育法第89条に基づく卒業によらずに４年制薬学課程を卒業したことを証する書類

④　大学院における薬学の課程の在学期間を証する書類

⑤　医療薬学に係る科目及び大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第32条第３項の薬学実務実習を履修した大学における６年制薬学課程を修めて卒業するために必要な単位を修得していること及びその各単位の履修時期を証する書類

⑥　履歴書（学歴、職歴を記載し、写真を貼り付けたもの）

(2)　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、平成30年１月４日（木曜日）から同月16日（火曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、薬剤師国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる薬剤師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌オフィス
宮城県　ランスタッド・仙台オフィス
東京都　ランスタッド・首都圏プロセスセンター
愛知県　ランスタッド・名古屋オフィス
大阪府　ランスタッド・難波オフィス
広島県　ランスタッド・広島オフィス
香川県　ランスタッド・高松オフィス
福岡県　ランスタッド・福岡オフィス

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、平成30年１月16日（火曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

(3)　受験手数料

ア　受験手数料は、6,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

(4)　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。平成30年２月14日（水曜日）までに受験票が到着しない場合は、薬剤師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

なお、卒業見込証明書をもって出願した者に対しては、在籍している大学を経由して交付する。

6　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成29年12月１日（金曜日）までに薬剤師国家試験運営本部事務所に「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」を用いて郵送により申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

7　合格者の発表　試験の合格者は、平成30年３月27日（火曜日）午後２時に厚生労働省本省及び８の(2)に掲げる各地の薬剤師国家試験運営臨時事務所にその受験地及び受験番号を掲示して発表するほか、合格者に対して合格証書を郵送する。

8　手続及び問い合わせ先

(1)　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

薬剤師国家試験運営本部事務所　東京都豊島区西池袋１丁目７番７号　東京西池袋ビルディング13階　郵便番号171―0021　電話番号03（5396）7837

(2)　５の(2)のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する薬剤師国家試験運営臨時事務所とする。

薬剤師国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌オフィス　国家試験係 北海道札幌市中央区北三条西３丁目１番47号　ヒューリック札幌ＮＯＲＴＨ33ビル８階
宮城県	ランスタッド・仙台オフィス　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・首都圏プロセスセンター　試験監督事業部国家試験係 東京都豊島区西池袋１丁目７番７号　東京西池袋ビルディング13階
石川県 愛知県	ランスタッド・名古屋オフィス　国家試験係 愛知県名古屋市中村区名駅４丁目６番17号　名古屋ビルディング６階
大阪府	ランスタッド・難波オフィス　国家試験係 大阪府大阪市浪速区難波中２丁目10番70号　パークスタワー10階
広島県	ランスタッド・広島オフィス　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
徳島県	ランスタッド・高松オフィス　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・福岡オフィス　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階

公　告

諸　事　項

第三者所有物の没収に関する公告

平成29年８月30日

大阪地方検察庁　検察官

刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第２条第２項の規定により、下記のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成29年９月13日までに被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続への参加を申し立てることができる。

記

1　係属裁判所　大阪地方裁判所第８刑事部２係

2　被告事件名　常習賭博

3　被告人氏名　宮﨑　泰知、上田　勤史

4　公判期日　平成29年９月21日

5　没収すべき物の品名、数量、その他その物を特定するに足りる事項

現金107,000円（壱万円紙幣10枚、千円紙幣７枚（平成29年領第4209号符号１）

現金500,000円（壱万円紙幣50枚）（同号符号２）

現金50,000円（壱万円紙幣５枚）（同号符号３）

現金150,000円（壱万円紙幣12枚、千円紙幣30枚）（同号符号４）

現金5,000円（五千円紙幣１枚）（同号符号５）

現金7,000円（五千円紙幣１枚、千円紙幣２枚）（同号符号６）

現金3,000円（千円紙幣３枚）（同号符号７）

現金2,000円（千円紙幣２枚）（同号符号８）

現金249,000円（壱万円紙幣20枚、５千円紙幣２枚、千円紙幣39枚）（同号符号９）

6　没収の理由となるべき事実の要旨

被告人上田勤史は、氏名不詳者が大阪市中央区東心斎橋２丁目５番９号忠兵衛東心斎橋ビル５階において経営するインターネットカジノ店「シティーオブドリーム」の店舗責任者、被告人宮﨑泰知は、同店従業員であるが、被告人両名は、前記氏名不詳と共謀の上、同店にパーソナルコンピュータ14台を設置し、常習として平成29年４月25日頃から同年５月24日までの間、同店において、萩原義啓ら不特定多数の賭客を相手方として、多数回にわたり、賭客に１ポイント100円でポイントを購入させて、そのポイントを賭けさせ、前記パーソナルコンピュータを使用して、複数のドラムリールに表示される図柄等の組み合わせにより勝敗を争う方法や、通称「バカラ」と称するゲームにより勝敗を争う方法等で賭博をしたものである。